薬物動態談話会　　会計　内規

Ⅰ．この規則は、薬物動態談話会の年会費、セミナー、例会および年会の参加費、講演謝礼、座長謝礼、交通費、セミナーの要旨集への広告掲載について定めたものである。

Ⅱ．年会費

①会員会社　１社あたり**１０万円**とする。
②途中入会の場合は，年度の残期間に応じ四半期ごとに**２万５０００円**とする。
③途中退会の場合は，年度の残期間によらず年会費は返却しない。
④会員会社２社が期の途中で合併することが年会費請求の時点で明らかな場合は，合併前の両社会費は月割りで計算し，合併後の継承会社の会費（１社分）は残期間の月割りで計算することとする。
ただし、企業規模、入会時期を考慮して幹事会で承認を得た上でその額を 5 万円に減額することができる。また、年会費は幹事会の決議により変更することができる。

Ⅲ．参加費

(例会・新年会)

①通常の例会への参加費は**無料**とする。
②１月例会時の新年会参加費は参加者１名あたり**１万円**とする。
ただし、会長、名誉会長、常任幹事、特別会員、功労会員よりは徴収しない。
なお、特別講演の（演者）および、予め特別会員あるいは幹事から推薦を受けた官、学に所属する研究者が参加する場合には、参加費を無料とする。
③例会のうち演習セミナーの参加費は参加者１名あたり**６０００円**とする。ただし、オブザーバーとして参加する幹事は無料とする。

(年会)

④年会は参加者１名あたり**３万円**とする。但し、経費に応じて変更することがある。
内訳は右記の配分とする。　　**宿泊費：１万２０００円（1 泊分）**
参加費：１万８０００円
８０００円（初日のみ参加）
１００００円（２日目のみ参加）
会長、名誉会長、常任幹事、特別会員、功労会員および特別会員、功労会員以外の大学教授、准教授などの参加費（宿泊費を含む）は談話会負担とする。
なお、常任幹事および功労会員で、会社負担による参加が可能な方は会社負担とする。
⑤年会における講演者の参加費（宿泊費を含む）は談話会負担とする。
⑥企業所属の座長・司会者には「原則参加費会社負担」で依頼するが、組織委員会メンバー等の特段の事情を有する場合については､会長の判断により談話会負担も可能とする。
⑦年会における主幹事（4 名(4 社)）、副幹事（4 名(4 社)）および企画幹事の補助者（1 名）の参加費（宿泊費を含む）は談話会負担とする。

(セミナー)

⑧セミナーは参加者１名あたり**４万円**とする｡ただし､経費に応じて変更することがある。
会長、名誉会長、常任幹事、功労会員および特別会員が参加された場合の参加費（宿泊費を含む）は談話会負担とする。
内訳は右記の配分とする。　　**宿泊費：１万５０００円（2 泊分）**
参加費：２万５０００円
ウェルカムパーティーおよび意見交換会は参加費に含まれるものとする。
⑨セミナーおける講演者の参加費（宿泊費を含む）は談話会負担とする。

⑩企業所属の座長・司会者には「原則参加費会社負担」で依頼するが、組織委員会メンバー等の特段の事情を有する場合については､会長の判断により談話会負担も可能とする。
⑪セミナーにおけるセミナー幹事とその補助者､セミナー副幹事とその補助者､企画幹事、庶務幹事の参加費（6 名）は談話会負担とする。
⑫セミナーにおける協力会社の参加費は談話会負担とし、サポート会社（幹事の辞退等のペナルティーによる）の参加費は自己負担とする。

（演習セミナー）

⑬演習セミナーは参加者 1 名あたり 6,000 円とする。ただし、経費に応じて変更することがある。
⑭会長、名誉会長、常任幹事及び担当幹事が参加された場合の参加費は無料とする。
⑮演習セミナーおける講演者・チューターの参加費は談話会負担とする。

（督促）

⑯HP を利用しての参加者の受付けは庶務幹事*が行ない、会計幹事*は参加費が期限までに納付されない場合、該当者に対して電子メールで督促を行う。なお、メール送信は個人情報の保護に留意して参加者本人宛とし、cc は庶務幹事のみとする。

*： 例会（演習セミナー）と年会は庶務幹事と会計幹事が担当し、セミナーの場合はセミナー幹事が担当する。

以下に新年会、年会およびセミナーにおける幹事及び運営関係者の参加費について示す。

	新年会 （10,000 円）	年会 （30,000 円）	セミナー（40,000 円、宿泊費込）
名誉会長・会長 特別会員・功労会員	談話会負担	談話会負担 （交通費込み）	談話会負担 （交通費込み）
常任幹事	談話会負担	談話会負担	談話会負担
主幹事（4 社）・補助者	自己負担	主幹事と企画幹事補助者は談話会負担 （4 社 5 名）	セミナー幹事と補助者、企画幹事、庶務幹事は談話会負担 （3 社 4 名）
副幹事（4 社）・補助者	自己負担	副幹事は談話会負担 （4 社 4 名）	セミナー副幹事と補助者は談話会負担 （1 社 2 名）
サポート会社	－	自己負担	自己負担
協力会社	－	－	談話会負担

Ⅳ．講演謝礼

以下の表のように定める。ただし、演者の所属する機関において、別途、講演謝礼の辞退あるいは謝礼額等の規定がある場合はその機関の規定を考慮する。

（例会）

講演区分	所属	講演謝礼
特別講演	大学及び国公立等の機関	8 万円
	企業	4 万円
一般講演	大学及び国公立等の機関	4 万円
	企業	なし

講演補助 （チューター等）	大学及び国公立等の機関	２万円
	企業	２万円

（年会）

講演区分	所属	講演謝礼
特別講演	大学及び国公立等の機関	８万円
	企業	４万円
一般講演	大学及び国公立等の機関	４万円
	企業	２万円
会長／名誉会長による Speech		３万円

（セミナー）

講演区分	講演時間	講演謝礼
会長講演		３万円
特別講演	30 分以上 40 分未満	２万円
	40 分以上 60 分まで	３万円
教育講演	30 分以上 40 分未満	２万円
	40 分以上 60 分まで	３万円
一般講演	30 分以上 40 分未満	２万円
	30 分未満	１万円

（演習セミナー：終日実施）

講演区分	所属	講演謝礼
特別講師	大学及び国公立等の機関	８万円
	企業	４万円
チューター	大学及び国公立等の機関	３万円
	企業	1.5 万円

＊企業所属の講演者は会員、非会員を問わない。

Ⅴ．座長・司会謝礼（年会・セミナー）

座長または司会（ラウンドテーブルおよび総合討論）謝礼は一律１万円とする。ただし、講演と座長・司会の両方を務めた場合の謝礼は合算とする。

Ⅵ．交通費（例会・年会・セミナー）

支払い対象者

①企業に所属しない講演者
②企業に所属しない座長
③会長／名誉会長、特別会員、功労会員（年会時）
④会長／名誉会長（例会時）
⑤海外より招聘した講演者、参加者については、その都度、支払い額も含めて幹事会で決定する。（原則として、国内での交通費を支払う。）

※企業所属の常任幹事及び講演者には「原則交通費会社負担」で依頼するが、特段の事情を有する常任幹事及び講演者については会長の判断により談話会負担も可能とする。

支払い額

①実費を原則とし、切り上げにより１，０００円単位とする。ただし会長／名誉会長に

は新幹線／特急／飛行機料金にお車代１０，０００円を加えた額を支払う。
②市内、近距離の交通費は一律３，０００円とする。
③タクシー利用費は特別な場合を除き支払わない。
④企業に所属しない６０歳以上の講演者および会長／名誉会長にはグリーン料金（300km 以上の場合に限る）を加算する。ただし、座長のみの依頼者にはグリーン料金は加算しない。
⑤健康上の理由等、特段の事情を有する講演者については会長の判断によりタクシー利用費とグリーン料金を加算することができる

（細則）：H.20 年１月時点の金額で算出（一律通常期として支払う）

①東京での例会

例）東京～仙台（往復）
新幹線（のぞみ利用）：２２，０００円（１０，５９０円 x ２）
＊グリーン車の場合：２９，０００円（（１０，０８０円＋４，０００円）x ２）
遠距離（札幌、岩手、広島福岡、熊本等）の対象者には、往復の飛行機利用料金を支払う。

②大阪での例会

例）東京～大阪（往復）
新幹線（のぞみ利用）：２９，０００円（１４，０５０円 x ２）
＊グリーン車の場合：３８，０００円（（１３，５４０円＋５，１５０円）x ２）
遠距離（札幌、岩手、仙台、福岡、熊本等）の対象者には、往復の飛行機利用料金を支払う。また会長／名誉会長が飛行機利用の対象となる場合は、宿泊費１５，０００円（定額）を加算する。
例）仙台～大阪（往復）；会長／名誉会長の場合
飛行機＋宿泊：７２，０００円（２８，３００円 x ２＋１５，０００円）

③浜松での年会

例）東京～浜松（往復）
新幹線：１７，０００円（８，０７０円 x ２）
例）大阪～浜松（往復）
新幹線：１８，０００円（８，７００円 x ２）
遠距離（札幌、岩手、仙台、福岡、熊本等）の対象者には、往復の飛行機利用料金を支払う。名古屋（中部国際）空港発着便利用を原則とし、名古屋～浜松間の新幹線料金、１０，０００円（４，８１０円 x ２） を加算する。
例）仙台～大阪（往復）
飛行機＋新幹線：６３，０００円（２６，３００円 x ２＋１０，０００円）

Ⅶ. 特別会員の推薦による非会員の例会参加

①東京または大阪開催の例会については、事前の申し込みにより参加可能。
交通費は自己負担とする。
②年会については、官、学に所属する研究者を参加者として推薦することが出来る。この被推薦者・代理出席者については、宿泊費を含む参加費を無料とするが、交通費は自己負担とする。

Ⅷ. 要旨集への広告掲載

セミナーにおける要旨集への広告掲載を希望する企業について、協力会社より案内状を送付する。1 ページあたりの広告料金は以下の通りとする。

裏表紙（表 2)、背表紙裏（表 3)、背表紙（表 4）	50,000 円
その他	30,000 円

Ⅸ. 以上の規則に適合しない状況が発生した場合には、別途、幹事会で定める。

Ⅹ. 薬物動態談話会会計資料の保存期間は 5 年とする。

Ⅺ. 付則

① この規則は H14 年 4 月 1 日より実施し、改訂は幹事会の承認により行なわれる。
② この規則は H14 年 7 月 5 日付けでⅠ項を追加し、Ⅱ項（年会費）とⅥ項（交通費）の一部を改訂。
③ この規則は H15 年 4 月 25 日付けでⅢ項③（特別例会参加費）の一部を改訂。
④ この規則は H15 年 10 月 3 日付けでⅢ項(参加費)③の一部を改訂並びに④及び⑤を追加、Ⅳ項（講演謝礼）の一部を改訂、Ⅴ項（座長謝礼）の一部を改訂、Ⅵ項（交通費）の一部を改訂。
⑤ この規則は H16 年 1 月 30 日付けでⅨ項を追加。
⑥ この規則は H16 年 11 月 26 日付けでⅡ項（年会費）の一部を改訂。
⑦ この規則は H18 年 1 月 27 日付けで、Ⅲ項（参加費）②の一部を追加、Ⅵ項（交通費）の一部を改訂および削除。
⑧ この規則は H19 年 7 月 11 日付けで、Ⅱ項（年会費）④を追加、Ⅵ項（交通費）の一部を改訂。
⑨ この規則は H20 年 2 月 1 日付けで、Ⅲ項（参加費)、Ⅳ項（講演謝礼)、Ⅵ項（交通費）の一部を改訂。
⑩ この規則は H20 年 7 月 1 日付けで、Ⅵ項（交通費）の一部を改訂。
⑪ この規則は H25 年 8 月 1 日付けで、Ⅳ項（講演謝礼）の一部を改訂。
⑫ この規則は H25 年 10 月 21 日付けで、Ⅲ項（参加費)、Ⅵ項（交通費）の一部を改訂。
⑬ この規則は H26 年 6 月 12 日付けで、Ⅲ項（参加費）の一部を改訂。
⑭ この規則は H26 年 11 月 14 日付けで、Ⅳ項（講演謝礼）の一部を改訂。
⑮ この規則は H27 年 1 月 30 日付けで、Ⅰ項の一部を追加、Ⅲ項（参加費）の一部を改訂、Ⅳ項（講演謝礼）の一部を追加、Ⅴ項（座長謝礼）の一部を改訂、Ⅵ項（交通費）の一部を追加、Ⅷ項の一部を削除、Ⅷ項を（要旨集への広告掲載）とし以下繰り下げ。
⑯ この規則は H27 年 6 月 18 日付けで、Ⅲ項（参加費)、Ⅳ項（講演謝礼）及びⅥ項（交通費）の一部を改訂。
⑰ この規則は H28 年 6 月 24 日付けで、Ⅲ項（参加費）の一部及びⅪ項（付則）の書式を改訂。